

脱 退 届

勞動組合中央執行委員長殿

平成 年 月 日

## 所 属

氏名 印

平成15年(2003年)7月8日(火曜日)

單入賃度に一ジョンホのたるもの、〇二年三月に労組が承認するまで脱会が認められず、精神的苦痛を受けたとして、労組に百万円の慰謝料の支払いなどを求めめた。

判決は「脱会には労組の承認が必要と定めた組合規約は脱会の自由を不當に制限して無効。原告が退屈を提出してから約七カ月間、脱会を認めず、ほかの労組に加入する機会を制限した」として、三十万円を支払うよう労組に命じた。

労組は訴訟で、「労組の団結に重大な支障が及ばないよう、脱会希望者に意思を確認したり、脱会を考え直すよう要請したりする機会は必要だ」と反論している。

拉致から25年也村ヤレ

東労組 脱退 検索